

北海道



## 北海道：性暴力被害者支援関係機関連携会議の開催（被害者支援体制の構築・強化）

### 1. 実施前の課題

性暴力被害者に対しては、自治体や関係機関・団体が連携して対応する必要があり、個別事案においては、連携による支援はなされているものの、相談・支援機関・団体等と被害者支援施策を立案する自治体等が、連携・協働して業務を成し遂げる機会が乏しく、ネットワークの強化が必要であった。

### 2. 実施による成果目標

自治体、関係機関・団体を構成員とした性暴力被害者支援関係機関連携会議を3回開催。

### 3. 実施結果

- 自治体、関係機関・団体を構成とした連携会議は、1回の開催にとどまったが、「小学校高学年向けの性暴力防止のためのリーフレット」の作成に当たって、有識者を招聘し、被害防止のための講義をメニューに加えた。
- 連携会議の構成機関・団体は次のとおりであり、「北海道性暴力被害者支援ハンドブック」及び「小学校高学年向けの性暴力防止のためのリーフレット」の作成に当たっては、メールなどを通じて提示した事務局案（道作成）に対して、それぞれの立場から、幅広い意見が寄せられ、それらの意見を反映した内容に完成した。

#### 【構成機関・団体】

- ・北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
- ・北海道中央児童相談所
- ・北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）
- ・北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
- ・札幌市市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
- ・札幌市児童相談所
- ・札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課
- ・NPO法人 ゆいネット北海道
- ・公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

### 4. 実施の成果

連携会議構成機関・団体が、本ハンドブック等を作成するために意見を出し合ったことから、立場の違いがあるとはいえ、ひとりでも被害を減らし、不幸にして被害に遭った方に最善の支援することと、そのためにはそれぞれの理解・協力・連携が必要であるとの認識を新たにし、今後のネットワークの強まりが期待される。

### 5. 実施後の課題（現状）

連携会議構成機関・団体とのネットワークができたことから、被害者支援の充実に向けて、関係機関の連携・協力を更に進めていく必要があると考える。

## 北海道：先進地視察（被害者支援体制の構築・強化）

### 1. 実施前の課題

他の自治体等の先進的な情報は、実地での聴取や、体感することなどにより、その本質を見極めることにつながるが、北海道は、地理的な特性等による財政的な問題等が内在しており、先進事例調査の実施は困難性が伴うこと。

### 2. 実施による成果目標

視察者3名で先進事例調査を4箇所実施。

### 3. 実施結果

性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターの病院拠点型の「わかやまmine（マイン）」及び和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」を訪問し、センターを視察するとともに、小学生向けの性暴力対策について意見交換した。

視察者は、「性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）」の設置者である道、札幌市及び同センターの運營業務受託者であるNPO法人ゆいネット北海道の3者による。

### 4. 実施の成果

「わかやまmine（マイン）」では、病院拠点型のワンストップセンターの運営状況を視察することで、病院拠点型センターのメリットや課題等について認識を深めることができ、「性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）」の今後の体制整備の充実に向けて参考にしたいと考える。

また、和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」では、既に小学生向けの性被害予防啓発リーフレットを作成しているため、作成にあたり工夫した点や広報啓発の手法等について教示いただいたほか、子どもへの性暴力対策について意見交換を行い、本道の小学校高学年向けのリーフレットの作成につなげることができた。

### 5. 実施後の課題（現状）

「わかやまmine（マイン）」では、関係機関や医療機関との連携体制が整備されており、本道における支援体制整備の充実に向けて参考としたい。

## 北海道：被害者支援対応マニュアル作成（被害者支援体制の構築・強化）

### 1. 実施前の課題

北海道では、各自治体や関係機関・団体が共通に活用できる性暴力に関する支援対応マニュアルとして、平成22年に「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」を作成したが、性暴力に関する対応については、わずか2ページの分量に過ぎず、相談を受ける者が有しなければならない知識等を底上げする必要があった。

### 2. 実施による成果目標

性暴力被害者支援対応マニュアルの分量が150ページで、3,600部を印刷し、1,100箇所配布する。

### 3. 実施結果

- 平成22年に作成した「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」の一部改訂版として、性暴力支援に特化した「北海道性暴力被害者支援ハンドブック」を作成した。
- 分量は、28ページとコンパクトにし、医療機関を除く自治体や相談支援機関・団体向けに、分かりやすいものとした。
- 他の機関・団体との連携を図りやすくする媒体として、医療機関にも配布することとし、合計4,000部を作成した。
- 主な配布先は、次のとおりであり、2,543箇所に対して送付した。
  - ・北海道庁関係部署（振興局環境生活課・社会福祉課、児童相談所、保健所等）
  - ・北海道教育委員会関係部署（北海道教育庁、教育局等）
  - ・北海道警察（本部、方面本部、警察署）
  - ・市町村（犯罪被害者総合的対応窓口、教育委員会、福祉事務所、保健所・保健センター等）
  - ・国の機関（保護観察所、刑務所、鑑別所、少年院、法務局、検察庁、裁判所等）
  - ・施設（児童養護・自立支援、母子生活支援、女性シェルター等）
  - ・民間等相談団体（弁護士会、司法書士会、法テラス、いのちの電話等）
  - ・北海道養護教員会
  - ・大学、専門学校
  - ・医療機関（産婦人科、小児科、精神・心療内科）

### 4. 実施の成果

「北海道性暴力被害者支援ハンドブック」は、今後、自治体や相談機関・団体が、相談に対して活用するとともに、本ハンドブックを、これらの機関・団体や医療機関、学校などが共通して活用することで、専門の相談・支援機関に的確につないだり、連携した支援を一層図る上での媒体としての役割を担うことが期待される。

### 5. 実施後の課題（現状）

「北海道性暴力被害者支援ハンドブック」は、性暴力の相談を受ける可能性のある機関等も含め、幅広く配布し、有効に活用していただき、支援の裾野を広げるとともに、相談のレベルアップ（専門機関へのつながりを含む）を意図しているが、配布先の意識が必ずしも高くなく、活用が限定的であることも想定されるので、性暴力被害者への理解と支援や連携の必要性の啓発も重要なメソッドである。

## 北海道：リーフレットの作成（広報啓発の推進・強化）

### 1. 実施前の課題

性暴力被害者の被害時年齢において、若年層が多い実態を鑑み、この年齢層を対象に、被害防止と支援について、新たに取り組む必要がある。

### 2. 実施による成果目標

小学生向けの性暴力に関するリーフレットを65,000部作成し、654箇所に配布する。

### 3. 実施結果

小学校高学年向けのリーフレットとし、性暴力とは何か、被害の予防、相談の必要性、保護者・教師の方へを内容とし、65,000部作成し、各市町村教育委員会を主体に、773箇所配布した。

#### 【市町村教育委員会以外の配布先】

- ・北海道庁関係部署（振興局環境生活課・社会福祉課、児童相談所、保健所等）
- ・北海道教育委員会関係部署（北海道教育庁、教育局等）
- ・北海道警察（本部、方面本部、警察署）
- ・市町村（犯罪被害者総合的対応窓口、福祉事務所、保健所・保健センター等）
- ・施設（児童養護・自立支援等）
- ・民間等相談団体（弁護士会、法テラス、いのちの電話等）

### 4. 実施の成果

小学生が性暴力について知るきっかけとなり、その予防、被害を受け（て）た場合の相談の必要性などを理解し、被害の防止や軽減、立ち直りを促進することや、保護者、教師に対しても性暴力に関することが周知されることにより、家庭、学校、地域で、連携した児童虐待の防止、支援が進むことが期待される。

また、「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」の場合と同様に、連携会議構成機関・団体が、本リーフレットを作成するために意見を出し合ったことから、立場の違いがあるとはいえ、ひとりでも被害を減らし、不幸にして被害に遭った児童に最善の支援することと、そのためにはそれぞれの理解・協力・連携が必要であるとの認識を新たにし、今後のネットワークの強まりが期待される。

### 5. 実施後の課題（現状）

小学生向けの本リーフレットを、道が北海道教育委員会や札幌市教育委員会の協力を得て作成したが、これをどう活用するかは、各市町村教育委員会の考え方によるものであり、さらに、教育委員会から学校に配布されたとしても、学校での活用も一律ではなく、意図した効果が児童に及ばないことも想定されるが、今回の事業が一過性で終わることがないように、活用について、別途追跡調査等を可能な範囲で実施し、成果を検証しなければならないと考える。